

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 7 日

正会員 事務局長 各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会
専 務 理 事 森 谷 賢

特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等の改正について
(国海査第 452 号 (平成 22 年 12 月 1 日付け) の一部改正)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

件名について、添付のとおり、国土交通省海事局検査測度課から平成 30 年 12 月 25 日付け国海査第 363 号にて、当連合会に通知がまいりました。

貴職におかれましては、当該内容について傘下会員企業への周知をお願い申し上げます。

なお、本改正が反映された「液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示」、「固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示」、「その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示」、「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」は、国土交通省 固体ばら積み関連 HP に後日掲載される予定とのことです。

(http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000007.html)

本内容について当業界においては、産業廃棄物(あるいは処理後残渣やリサイクル品)の輸送に船舶を用いる場合が対象となることを申し添えます。

記

<添付書類>

- 1 国土交通省通達文 (国海査 363 号 (国海査 489_通達改正) 通達)
- 2 「特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等について」
(国海査 363 号 (国海査 489_通達改正) 通達 (別添))
- 3 (官報) 国土交通省告示第 1384 号 (平成 30 年 12 月 25 日)
- 4 (参考) 国海査 489_通達改正新旧表

以上

国海査第363号
平成30年12月25日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会
会長 永井 良一 殿

国土交通省海事局検査測度課長

重 富 徹



特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等の改正について
(国海査第452号(平成22年12月1日付け)の一部改正)

海上人命安全条約(SOLAS 条約)に基づく国際海上固体ばら積み貨物規則(IMSBCコード)の4次改正が、平成31年1月1日から発効します。これに伴い、特殊貨物船舶運送規則(特貨則)関連告示を改正し公布したところですが、これに合わせ、同規則に規定する申請等の手続き等について定めた国海査第452号を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正の概要については別紙を参照下さい。

1. 特貨則関係告示の改正内容

チタン鉄鉱砂[イルメナイトサンド]等の運送にかかる要件の改正の他、新たに多孔質ガラス砂利等13種類の物質の運送にかかる要件の追加が行われました。

<改正法令>

- 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和54年運輸省告示第549号)別表第13
- 固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示(平成5年運輸省告示第757号)
- 液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示(平成22年国土交通省告示第1526号)
- その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示(平成22年国土交通省告示第1529号)

なお、新規貨物である硫化金属精鉱(腐食性を有するもの)UN1749は船舶による危険物の運送基準等を定める告示にのみ掲載されていますが、当該貨物は危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下、「危規則」という。)上の危険物であるとともに特殊貨物船舶運送規則第1条2の2第4号の液状化貨物としての性質を有するため、危規則第13条3項が適用される貨物となります。したがって当該貨物を運送される場合は、特貨則に定められた液状化貨物に対する手続きも必要となります。

2. 国海査第452号の改正内容の概要

- 特貨則第1条2の2に基づく提出資料関係(別添13)について(p.37)

国際海事機関(International Maritime Organization:IMO)の第70回海洋環境保護委員会(Maritime Environment Protection Committee:MEPC)において、MARPOL条約附属書Vの改正案が採択されました。同改正(平成30年3月1日発効)により、固体ばら積み貨物を海上運送する場合には、予め貨物に関する「海洋環境への有害性」について、荷送人が分類、宣言することが義務化されています。

固体ばら積み貨物の海上運送にあたっては、従前より、船舶安全法・特貨則の規定により、船舶の航行安全に必要な各種資料を荷送人から船長に提供することが義務付けられています。今般のIMSBCコード4次改正においても、貨物の海洋環境への有害性の有無(Harmful to the Marine Environment:HME)に関する情報提供が

義務化されたことから、荷送人は当該規定に基づき、改訂された別紙通達の別添1
3の書式を参考に当該情報提供を行って頂くことになります。